

介護職員等特定処遇改善加算に基づく「見える化要件」について

社会福祉法人 雨竜園

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも数度の取組が行われており、令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定においては「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。この加算を算定するには、以下の要件を満たす必要があります。

介護職員特定処遇改善加算算定要件

- A 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- B 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- C 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

～「見える化要件」とは～

介護サービス情報公表制度や事業所のホームページ等を活用して、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載することにより、外部から見える形で公表することです。

以上の要件に基づき、当法人における特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を下記の通り公表致します。

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	公的資格取得支援を取り入れ、研修費・受験料・交通宿泊費などの補助を行う。また、資格取得による休暇の扱い、シフト調整なども考慮することで資格取得の推進を図っている。
労働環境・処遇の改善	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の充実	育児休業だけではなく育児短時間勤務に関する規則を作成し、子育てとの両立を目指す者のため取得しやすくした。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎日、朝と夕方に全体ミーティングを行い、情報の共有を徹底している。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	事故・虐待・拘束防止委員会の月1回の開催や事故防止マニュアルを作成している。
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	イントラネット上での経営計画や予定を掲載することにより、共有を図っている。
	非正規職員から正規職員への転換	公的資格を取得することにより正規職員への登用を行っている。